

飯島町借上型定住促進住宅整備基準

(目的)

第1条 この基準は、飯島町借上型定住促進住宅事業実施要綱第5条の規定に基づき、借上型定住促進住宅の整備に関することを定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、飯島町借上型定住促進住宅事業実施要綱（令和7年飯島町告示第26号）、その他建築関係法令による。

(基本的要件)

第3条 借上型定住促進住宅の整備は、建築関係法令、飯島町景観計画に従い行わなければならない。

(場所の選定)

第4条 借上型定住促進住宅の場所は、次の各号に適合すること。

- (1) 景観が良い場所であること。
- (2) 土砂災害、浸水被害等の危険のない場所であること。
- (3) 駐車スペースが確保できる敷地があること。
- (4) 入居者の日常生活の利便上支障なく利用できる場所にあること。

(物件の整備)

第5条 定住希望者が快適に居住できるよう、次に掲げる整備を行うものとする。

- (1) 家財道具など不用品の撤去、処分
- (2) 耐震基準を満たすための耐震化工事
- (3) 雨漏りの修繕
- (4) 老朽化した箇所の修繕
- (5) 不衛生な箇所の修繕
- (6) 下水道管へのつなぎ込み
- (7) トイレの水洗化
- (8) 危険箇所の改善
- (9) その他町長が必要と認める修繕

(その他)

第6条 この整備基準の施行について必要な事項は、町長が別に定める。